

「敵味方の区別なく救う」という戦時救護から始まり、
世界 189 の国・地域にネットワークをもつ赤十字は、
これからも人道課題の解決に取り組んでまいります。

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、人間のいのちと健康、尊厳を守る」

を理念に掲げる日本赤十字社の活動には、
皆様からお寄せいただく「活動資金」が必要です。

よろしく願いいたします。



〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号

遺贈ご相談専用連絡先

☎03-3437-7081

ホームページ

日本赤十字社

www.jrc.or.jp

あなたの「救いたい」 思いを赤十字に

遺贈・相続財産の寄付 ご案内パンフレット





あなたの「救いたい」思いを次世代へ

このパンフレットは日本赤十字社の理念を広くご理解いただき、その活動を支援するために日本赤十字社へ遺産の寄付をしたいとお考えの方々にご寄付の方法などをわかりやすく作成しました。

はじめに

赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的とし、世界189の国と地域に広がる赤十字社・赤新月社のネットワークを生かして活動する組織です。

日本赤十字社はそのうちの一社であり、1877年に起きた西南戦争における負傷者救護で初めての活動を行って以来、国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために幅広い分野で活動しています。

これらの活動は、国民の皆様から寄せられる社費や寄付金によって支えられております。

近年は国内外において大規模災害や紛争が後を絶たず、多くの方々から「救いを求める人のために、何か支援をしたい」という声が日本赤十字社に寄せられております。

日本赤十字社は、赤十字の基本原則である「人道」のもと、皆様と手を取り合いながら、全ての人々のいのちと尊厳を守る活動を推進してまいりたいと考えております。

目次

日本赤十字社への遺言によるご寄付について(遺贈)	P4～P6
日本赤十字社への相続財産のご寄付について (ご遺族の皆様へ)	P7～P8
相続税について	P9～P10
あなたの思いがかたちになります ～赤十字はこのような活動をしています～	P11～P12
日本赤十字社本社・支部一覧	P13
ご寄付に関する専門相談窓口について	P14

ご自分や故人の意思を 広く社会に役立てるために



近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」という尊いお申し出が増えています。

相談される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の意思を社会のために役立てることを目的に、安心できる方法で信用できる団体に寄付をしたいという思いは共通しています。

日本赤十字社は、このような尊いご意思に応えるために遺言によるご寄付（遺贈）、相続財産のご寄付を承っております。

日本赤十字社へのご寄付には相続税がかかりません

日本赤十字社への遺言による ご寄付について(遺贈)

遺贈について

遺言により、自分の築いた財産を特定の人々に分けることを「遺贈」といいます。この遺言による相続は、民法が定めている法定相続（5ページ参照）の規定よりも優先され、遺言書の内容により、遺産の受取人やその内容を指定することができます。この方法により、財産の一部の受取人として日本赤十字社を指定することができます。一般的に、遺言は残された方々の遺産分割のもめごとを防ぎ、相続に関する複雑な手続きを円滑に進めることができるといわれています。また、必要に応じて、内容を書き換えることも可能です。日本赤十字社への遺贈によるご寄付については、次にご案内する点にご留意いただきご検討ください。

遺言書について

遺言をするには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。一般的には次の三つの遺言が利用されていますが、財産の寄付をご検討される場合は、「公正証書遺言」による方式をお勧めします。

他の遺言書では、相続開始後、開封前に家庭裁判所による検認^{*}が必要となりますが、公正証書遺言では検認は不要となります。また、遺言書の作成については、弁護士、司法書士または信託銀行等の専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

^{*}検認 家庭裁判所が遺言書の存在及び内容を確認するために調査する手続き

① 公正証書遺言	証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公正役場等で公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名捺印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造等の心配がありません。
② 自筆証書遺言	遺言者が遺言内容の全文、作成日付、氏名を自筆で書き、捺印したものです。形式の不備による無効や保管中の破棄、偽造等のおそれがあります。
③ 秘密証書遺言	遺言者が遺言書を作成して署名捺印し、これを封筒に入れて証書と同じ印章で封印し、証人2人以上の立会いのもとで、公証人に自分の遺言書であることを証明してもらうものです。

法定相続とは

民法の規定に従い定められた親族に、同様に民法によって定められた割合で分割相続することをいいます。

相続できる対象となる人を「法定相続人」、財産の相続配分割合を「法定相続分」と呼びます。

●法定相続分一覧

相続人	相続分
配偶者のみ	全部
子(または孫)のみ	全部
直系尊属(父母または祖父母)のみ	全部
兄弟姉妹(または甥、姪)のみ	全部
配偶者と子(または孫)	配偶者…1/2 子(または孫)…1/2
配偶者と直系尊属	配偶者…2/3 直系尊属…1/3
配偶者と兄弟姉妹(または甥、姪)	配偶者…3/4 兄弟姉妹(または甥、姪)…1/4

遺言執行者について

遺言書を作成する場合に大切なことは、遺言執行者を指定していただくことです。財産を円滑に寄付するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きをする方が必要になってきます。

不動産や有価証券などの寄付については、専門知識をもった遺言執行者にその財産を現金化してもらうよう遺言で指示することもできます。

遺言執行者は信頼のできる方を指定することはもちろんですが、法律に詳しい弁護士や専門機関である信託銀行などに依頼するケースが多くなっております。

日本赤十字社では信託銀行等と業務提携（14ページ参照）しておりますので、詳しい内容については各金融機関までお問い合わせください。

お願い

不動産や有価証券などの現金以外のご寄付につきましては、原則として遺言執行者となった方に換価処分（現金化）していただき、そのために必要な税金や諸費用を差し引いた金額にていただくことをお願いしております。

遺留分について

自分の財産は原則として、遺言によって自由に相続分の指定をしたり、遺贈をすることができます。一方で、遺言書の内容に関わらず民法によって一定の相続人が、遺言者の財産の一定割合を確保できることを定めています。これを「遺留分」といい、遺留分をもつ人を「遺留分権利者」といいます。

遺言書を作成して財産の寄付を行う場合には、この遺留分についてもご理解いただきご検討ください。

参考

●遺留分権利者と遺留分



(注) 兄弟姉妹（甥・姪）には遺留分がありません。

遺言公正証書への記載例

平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

遺言の内容

第一条 遺言者は遺言者が所有する左記〇〇〇〇〇〇〇〇を左記受遺者 日本赤十字社に遺贈する。

(遺贈する〇〇〇〇〇〇〇〇の表示) 記

〇〇〇〇〇〇

(受遺者の表示) 主たる事務所 東京都港区芝大門二丁目1番3号
名称 日本赤十字社
右代表者 社長 近衛 忠輝

第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。

(遺言執行者の表示) 記

〇〇法務局所属
公証人 〇〇〇

〇〇
〇〇

※遺贈の用途を各都道府県にある支部（13ページ参照）の事業としていただくことで、地元の赤十字活動へのご寄付も可能です。



日本赤十字社への 相続財産のご寄付について (ご遺族の皆様へ)

■ ご寄付いただいた財産は非課税となる 税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に日本赤十字社に寄付した場合、ご寄付いただいた財産には相続税がかかりません。（税制上の優遇措置が適用されます。）

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する「相続財産の寄付に関する証明書」を添付する必要がありますのでご寄付先の日本赤十字社（各都道府県支部含む、13ページ参照）までお問い合わせください。

措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価値は、相続人の納めべき相続税の課税価格に算入されない。

故人の財産を日本赤十字社を通じて、広く社会に還元していただくことが可能となります。

■ 相続財産からのご寄付の流れ

- 1 日本赤十字社（各都道府県支部含む）にご寄付いただく際に「相続財産からのご寄付」であることをご連絡（13ページ参照）
- ↓
- 2 相続財産から日本赤十字社（各都道府県支部含む）にご寄付
- ↓
- 3 日本赤十字社（各都道府県支部含む）から受領証および相続財産の寄付に関する証明書を送付

相続財産の寄付に関しては下記の証明書が発行されます。

組指第〇〇号

証明書

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
氏名 〇〇 〇〇 様

この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。

記

1. 寄付受領日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金の明細 現金
4. 寄付金の用途 日本赤十字社事業資金

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本赤十字社
社長 近衛 忠輝 印

参考

相続税について

相続税は、相続または遺贈により財産を取得した場合にかかってきます。
平成 27 年 1 月から相続税が改正されました。(参照：国税庁ホームページ)

主な改正点

●遺産にかかる基礎控除額の引き下げ

相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。
今回の改正により基礎控除額が引き下げられ、課税対象者が増加するといわれています。

改正前（適用：平成 26 年 12 月 31 日までに発生した相続）

$$5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$$



改正後（適用：平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続）

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$$

計算例 法定相続人が配偶者と子 2 人の場合

改正前

$$5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 8,000 \text{ 万円}$$

(遺産にかかる基礎控除額)



改正後

$$3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 4,800 \text{ 万円}$$

(遺産にかかる基礎控除額)

●相続税率の改正

最高税率の引き上げなどの税率構造が変わります。

相続税の速算表

各法定相続人の取得金額	改正前※1		改正後※2	
	税率	控除額	税率	控除額
円	%	万円	%	万円
1,000万以下	10	なし	10	なし
1,000万超 ～ 3,000万以下	15	50	15	50
3,000万超 ～ 5,000万以下	20	200	20	200
5,000万超 ～ 1億以下	30	700	30	700
1億超 ～ 2億以下	40	1,700	40	1,700
2億超 ～ 3億以下			45	2,700
3億超 ～ 6億以下	50	4,700	50	4,200
6億超			55	7,200

※1 適用：平成 26 年 12 月 31 日までに発生した相続

※2 適用：平成 27 年 1 月 1 日以降に発生した相続

●各法定相続人の取得金額

課税遺産総額（相続財産の合計額 - 基礎控除額）× 法定相続分（5ページ参照）

●法定相続人別の相続税額

各法定相続人の取得金額 × 税率 - 控除額

●法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

計算例 相続財産 2 億円で法定相続人が配偶者と子 2 人の場合（改正後）

各法定相続人の取得金額

$$\text{配偶者} (2 \text{ 億円} - 4,800 \text{ 万円}) \times 1 / 2 = 7,600 \text{ 万円}$$

$$\text{子} (2 \text{ 億円} - 4,800 \text{ 万円}) \times 1 / 4 = 3,800 \text{ 万円}$$

法定相続人別の相続税額

$$\text{配偶者} 7,600 \text{ 万円} \times 30\% - 700 \text{ 万円} = 1,580 \text{ 万円} \dots \textcircled{1}$$

$$\text{子} 3,800 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 560 \text{ 万円} \dots \textcircled{2}$$

相続税の総額

$$\textcircled{1} 1,580 \text{ 万円} + \textcircled{2} 560 \text{ 万円} \times 2 = 2,700 \text{ 万円}$$

※その他の改正点や相続税についての詳細は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）
またはお近くの税務署等にお問い合わせください。

あなたの思いがかたちになります

～赤十字はこのような活動をしています～



国内災害救護活動

地震や台風、豪雨、火事などの災害や大事故が発生した際に、いち早く医療救護活動を行うため、被災地に救護班を派遣するとともに、被災された方々のこころのケアを行っています。また、救援物資をお届けするなど様々な支援活動に取り組んでいます。これらの活動は多くの赤十字防災ボランティアの協力のもとに行っています。

国際活動

紛争や自然災害、病気などで苦しむ人々を救うため、189の国々と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、世界各地で活動を続けています。

緊急時の救援活動に加え、人々が自らの力で災害や病気立ち向かえるよう、その国の赤十字と連携し、地域に根差した取り組みを進めています。

こうした活動を支えるボランティアを育成し、人道思想を広げることも重要な活動のひとつです。



赤十字病院

全国に92ある赤十字病院は、公的医療機関として救急医療、がん診療、周産期母子医療、へき地医療などを積極的に行っています。年間1千万人を超える外来患者さんと入院患者さんを診療するほか、災害時には医師や看護師をいち早く被災地へ派遣し、被災された方々への医療救護活動を行っています。

看護師などの教育

保健、医療、福祉のニーズの変化に対応し、将来、国内外を問わず広く社会に貢献できるよう質の高い看護教育を行っています。

看護大学、短期大学、看護専門学校、助産師学校を運営し、学生たちは、最先端の看護の知識、技術、国際人道法や災害看護を学んでいます。



救急法などの講習

もしもの時の手当て、事故防止に必要な知識や技術の普及に努めています。

AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生、高齢者の支援に役立つ介護技術、子どもの事故防止と手当て、水難事故、雪上の事故から身を守る方法など、全国で一般の方々向けに講習を行っています。

年間約70万人の方々が受講しており、赤十字救急法の普及推進に努めています。



赤十字ボランティア

赤十字の事業や活動は、ボランティアによって支えられています。

日本では、地域に根差した活動をする「地域赤十字奉仕団」、若者を中心とした「青年赤十字奉仕団」、特定のスキルを生かした「特殊赤十字奉仕団」の3つが、約3,000団組織されており、約220万人の赤十字ボランティアが活躍しています。

青少年赤十字

「健康、安全」、「奉仕」、「国際理解、親善」という実践目標のもと、子どもたちが自ら「気づき、考え、実行する」という力を育てるよう、日本全国の幼稚園、保育所、小・中・高等学校等の教育現場で様々な活動を展開しています。



血液事業

輸血を必要とされる方々のために、血液センターや献血ルーム、献血バスで献血をお願いし、多くの皆さまにご協力いただいています。

その血液は、高度な検査などで安全性を確認し、24時間体制で医療機関へ届けています。

社会福祉

子どもや高齢者、障害者の中には、さまざまな事情で自立した生活を送れない人がいます。日本赤十字社は、そうした方々が尊厳をもって暮らせるよう、全国29か所で児童福祉、老人福祉、障害者福祉施設を運営しています。

赤十字ボランティア、赤十字病院などと連携しながら、地域のニーズに応じた福祉サービスの向上に努めています。



日本赤十字社 本社・支部一覧

(平成 27 年 3 月 1 日現在)

本社・支部名	住 所	電話番号
日本赤十字社本社	〒105-8521 港区芝大門 1-1-3	03 (3437) 7081
日本赤十字社北海道支部	〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011 (231) 7126
日本赤十字社青森県支部	〒030-0861 青森市長島 1-3-1	017 (722) 2011
日本赤十字社岩手県支部	〒020-0831 盛岡市三本柳 6 地割 1-10	019 (638) 3610
日本赤十字社宮城県支部	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 宮城県仙台合同庁舎	022 (271) 2251
日本赤十字社秋田県支部	〒010-0922 秋田市旭北栄町 1-5 県社会福祉会館	018 (864) 2731
日本赤十字社山形県支部	〒990-0023 山形市松波 1-18-10	023 (641) 1353
日本赤十字社福島県支部	〒960-1197 福島市永井川字北原田 17	024 (545) 7997
日本赤十字社茨城県支部	〒310-0914 水戸市小吹町 2551	029 (241) 4516
日本赤十字社栃木県支部	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028 (622) 4326
日本赤十字社群馬県支部	〒371-0833 前橋市光が丘町 32-10	027 (254) 3636
日本赤十字社埼玉県支部	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 3-17-1	048 (789) 7117
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港 5-7	043 (241) 7531
日本赤十字社東京都支部	〒169-8540 新宿区大久保 1-2-15	03 (5273) 6741
日本赤十字社神奈川県支部	〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7	045 (681) 2123
日本赤十字社新潟県支部	〒951-8127 新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12	025 (231) 3121
日本赤十字社富山県支部	〒930-0859 富山市牛島本町 2-1-38	076 (441) 4885
日本赤十字社石川県支部	〒920-8201 金沢市鞍月東 2-48	076 (239) 3880
日本赤十字社福井県支部	〒918-8011 福井市月見 2-4-1	0776 (36) 3640
日本赤十字社山梨県支部	〒400-0062 甲府市池田 1-6-1	055 (251) 6711
日本赤十字社長野県支部	〒380-0836 長野市南県町 1074	026 (226) 2073
日本赤十字社岐阜県支部	〒500-8601 岐阜市西部中島 2-9	058 (272) 3561
日本赤十字社静岡県支部	〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-17	054 (252) 8131
日本赤十字社愛知県支部	〒461-8561 名古屋市東区白壁 1-50	052 (971) 1591
日本赤十字社三重県支部	〒514-0004 津市栄町 1-891	059 (227) 4145
日本赤十字社滋賀県支部	〒520-0807 大津市松本 1-2-20 滋賀県農業教育情報センター 3 階	077 (522) 6758
日本赤十字社京都府支部	〒605-0941 京都市東山区三十三間堂廻り町 644	075 (541) 9326
日本赤十字社大阪府支部	〒540-0008 大阪市中央区大手前 2-1-7	06 (6943) 0705
日本赤十字社兵庫県支部	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078 (241) 9889
日本赤十字社奈良県支部	〒630-8133 奈良市大安寺 1-23-2	0742 (61) 5666
日本赤十字社和歌山県支部	〒640-8137 和歌山市吹上 2-1-22	073 (422) 7141
日本赤十字社鳥取県支部	〒680-0011 鳥取市東町 1-271 県庁第 2 庁舎	0857 (22) 4466
日本赤十字社鳥根県支部	〒690-0873 松江市内中原町 40	0852 (21) 4237
日本赤十字社岡山県支部	〒700-0823 岡山市北区丸の内 2-7-20	086 (221) 9595
日本赤十字社広島県支部	〒730-0052 広島市中区千田町 2-5-64	082 (241) 8811
日本赤十字社山口県支部	〒753-0094 山口市野田 172-5	083 (922) 0102
日本赤十字社徳島県支部	〒770-0044 徳島市庄町 3-12-1	088 (631) 6000
日本赤十字社香川県支部	〒760-0017 高松市番町 1-10-35 香川県社会福祉総合センター内	087 (861) 4618
日本赤十字社愛媛県支部	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 (県庁内)	089 (921) 8603
日本赤十字社高知県支部	〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター 1 階	088 (872) 6295
日本赤十字社福岡県支部	〒815-8503 福岡市南区大楠 3-1-1	092 (523) 1171
日本赤十字社佐賀県支部	〒840-0843 佐賀市川原町 2-45	0952 (25) 3108
日本赤十字社長崎県支部	〒850-8575 長崎市魚の町 3-28	095 (821) 0680
日本赤十字社熊本県支部	〒861-8039 熊本市東区長嶺南 2-1-1	096 (384) 2100
日本赤十字社大分県支部	〒870-0033 大分市千代町 2-3-31	097 (534) 2236
日本赤十字社宮崎県支部	〒880-0802 宮崎市別府町 3-1	0985 (22) 4045
日本赤十字社鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 1-5	099 (252) 0600
日本赤十字社沖縄県支部	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5 階	098 (835) 1177

ご寄付に関する 専門相談窓口について

専門機関及び専門家

信託銀行等

民間の信託銀行では、個人資産の運用管理から、遺言書作成とその保管、遺言執行にいたるまでの業務を行っています。相続についての専門知識をもつ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行等でご相談ください。

また、日本赤十字社と「遺贈による寄付制度」の提携を行っている信託銀行等もごいますので、遺言信託にかかわる詳しい内容についてお問い合わせください。

三井住友信託銀行 相続・遺言相談デスク	TEL：0120-181-536
みずほ信託銀行 信託総合営業第五部	TEL：03-3274-3221
三菱 UFJ 信託銀行 本店営業部	TEL：03-6250-4141
三井住友銀行 プライベートアドバイザー部 遺言信託業務室	TEL：03-4333-4114
りそな銀行 相続・遺言ご相談ダイヤル	TEL：0120-43-3704(シサンミナオン)

弁護士・司法書士

遺言書の作成から遺産の分割などの相続全般に関する相談をすることができます。弁護士・司法書士には職業上、思わぬ争いの予防や解決に関する専門知識が豊富であり、良き相談者となることが期待できます。

各地方の弁護士会や司法書士会に相談して、弁護士・司法書士の紹介を受けることもできるほか、行政が行う無料の法律相談を利用して必要な情報を得ることも可能です。

税理士

税理士は財産の評価から申告書の作成、相続にかかる税金についての専門知識を持っています。各地方の税理士会で税理士を紹介してもらうこともできます。

公証人

公証人は、裁判官、検察官、法務局長、弁護士などを永年つとめた人の中から法務大臣が選任する国の公の機関であり、公証人が作成する公正証書遺言は、もっとも信頼できるものです。日本公証人連合会で最寄りの公証役場をお問い合わせください。

日本公証人連合会
東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 2 号
大同生命霞が関ビル 5 階
☎03-3502-8050 (代)